

よくある質問：制度概要について

【詳細については「働き方改革支援補助金公募要領（別紙含む）」を必ずご確認ください】

更新のあった設問は赤字の項目になります。

- 質問 1： 事業スケジュールを教えてください。
- 質問 2： 申請の手順を教えてください。
- 質問 3： どのような事業者が補助対象者ですか。
- 質問 4： 中小企業等の定義として従業員数にパートやアルバイトは含まれますか。
- 質問 5： 補助対象となる事業者の要件を教えてください。
- 質問 6： 補助対象となる導入先教育機関の要件を教えてください。
- 質問 7： 学校や自治体が本補助金を申請することはできますか。
- 質問 8： 学校全体への導入のみが対象ですか。学年単位での導入でも申請できますか。
- 質問 9： 補助対象となる学校活動支援サービスの分類や要件等を教えてください。
- 質問 10： 1事業者において学校活動支援サービスを複数登録申請することは可能ですか。
- 質問 11： 導入する学校活動支援サービスがソフトウェアの場合、オンプレミス製品はなぜ補助対象外なのですか。
- 質問 12： 補助対象となる学校活動支援サービスと併せて導入されるハードウェアも補助対象となりますか。
- 質問 13： どのような申請類型がありますか。
- 質問 14： C.大企業を含むコンソーシアム型の申請を行う場合、同一のコンソーシアム内に大企業が2社以上参画してもよいですか。
- 質問 15： C.大企業を含むコンソーシアム型の申請を行う場合、大企業ではなく中小企業等が幹事社となることは可能ですか。
- 質問 16： 事業者登録申請について1つの事業者が単独での申請とコンソーシアムでの申請を同時に行ったり、複数のコンソーシアムに所属して申請を行ったりできますか。
- 質問 17： 1回の補助金交付申請で、導入先となる学校等設置者や学校等教育機関の数に上限はありますか。
- 質問 18： 2022年度にEdTech導入補助金を活用した同じ学校を、今回も導入先として申請できますか。
- 質問 19： 過去の関連事業（探究的な学び支援補助金2023、EdTech導入補助金2022）における同一の事業者・学校等教育機関の組み合わせでの交付申請は不可となっているが、不採択となった学校等教育機関は申請可能ですか。
- 質問 20： コンソーシアム申請の場合、補助金はどの事業者に交付されますか。
- 質問 21： 1人1台PC未整備の学校でも導入可能ですか。また、PC教室等でのアカウント切り替えによる利用は可能ですか。
- 質問 22： 事業者が、他社から仕入れたソフトウェアを提供する場合は補助対象となりますか。
- 質問 23： どのような経費が補助対象ですか。
- 質問 24： サーバー費は補助対象ですか。
- 質問 25： 旅費は学校活動支援サービスサポート費として補助対象ですか。
- 質問 26： 通常の取引において、サポート費をサービス費に含めて価格設定している場合、サポート費を切り分けて申請する必要がありますか。
- 質問 27： 月の途中でサービスの利用を開始した場合、利用費を日割り計上する必要がありますか。
- 質問 28： 補助率と補助金額の上限額・下限額を教えてください。
- 質問 29： 補助率が1/2（又は1/3）以下で交付決定される可能性はありますか。
- 質問 30： 導入実証参加者数とは何ですか。
- 質問 31： 事業者登録申請において、システム上で入力完了となっていますが、申請は完了していますか。
- 質問 32： 実績報告提出時に必要となる証書類を教えてください。
- 質問 33： 新規設立のため直近3年度分の法人税の納税証明書その2を提出できないが代替書類はありますか。
- 質問 34： 国の他の助成金・補助金との併用が可能ですか。
- 質問 35： HPの推奨環境を教えてください。
- 質問 36： この（特定の）サービスは補助対象となりますか。
- 質問 37： 2度目の交付申請はいつから可能になりますか。
- 質問 38： サービスの説明資料およびホームページ等にて、本事業のロゴの使用は可能ですか。

質問 1 : 事業スケジュールを教えてください。

回答 1 : 公募要領等の公開 : 2024年2月26日 (月) 暫定版公開
2024年3月8日 (金) 確定版公開

事業者登録申請期間 : 2024年3月8日 (金) ~4月5日 (金)

事業者登録申請締切 : 2024年4月5日 (金)

採択公表 : 2024年3月28日 (木) (初回) ※以降順次

補助金交付申請期間 : 1回目 2024年3月29日 (金) ~2024年4月18日 (木)

2回目 2024年4月19日 (金) ~2024年5月31日 (金) 15時

交付決定 : 1回目 2024年5月7日 (火)

2回目 2024年6月14日 (金) ※以降順次

補助金交付計画変更申請期間 : 2024年5月下旬~11月30日(土)

事業実施期間 :

・学校活動支援サービス利用費 : 交付決定日~2025年3月31日 (月)

・学校活動支援サービスオプション費 : 交付決定日~2024年12月27日 (金)

・学校活動支援サービスサポート費 : 交付決定日~2024年12月27日 (金)

実績報告期間 : 2024年12月2日(月)~2025年1月10日(金)15時

質問 2 : 申請の手順を教えてください。

回答 2 : **本事業は下記の二段階申請の方式を採用しています。**

①学校活動支援事業者及び導入予定の学校活動支援サービスに係る**事業者登録申請**

②導入先 (学校等設置者及び学校等教育機関) の基本情報、学校活動支援サービスの導入活用計画 (翌年度以降継続する場合の費用負担も含む) に係る**補助金交付申請**

①事業者登録申請において採択された事業者が②補助金交付申請の対象となります。

採択後、学校活動支援サービスの導入活用計画等を検討の上、交付申請を事務局にご提出いただけます。

質問 3 : どのような事業者が補助対象者ですか。

回答 3 : 補助対象者は中小企業等および中小企業等とコンソーシアムを組む大企業 (みなし大企業を含む) です。

中小企業等とは、中小企業等経営強化法 (平成 11 年法律第 18 号) 第 2 条第 1 項に規定する中小企業者 (法人に限る。以下、「中小企業者」という。) 及び会社以外の法人であって中小企業者と同等の規模を有する者 (中小企業者を除く。) となります。また、以下に定義する「資本金の額」「出資の総額」「常時使用する従業員数」のうち、いずれかを満たす法人 (会社、特定非営利活動法人 (NPO)、財団・社団、法人格を有する組合等を含む) とします。

業種分類	定義
サービス業 (ソフトウェア業又は情報処理サービス業、 旅館業を除く)	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下、又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及びその他の法人
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下、又は常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及びその他の法人
その他の業種 (上記以外) ・会社以外の法人	資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下、又は常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及びその他の法人

中小企業等の定義に当てはまらない法人は、大企業となります。

また、中小企業等の定義に当てはまる場合でも、次のいずれかに該当する者は大企業とみなし、大企業に課される条件及び補助率を適用します。

- (1) 発行済株式の総数又は出資総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- (2) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している中小企業者
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の 2 分の 1 以上を占めている中小企業者
- (4) 発行済株式の総数又は出資価格の総額を (1) ~ (3) に該当する中小企業が所有している中小企業者
- (5) (1) ~ (3) に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者
- (6) 事業者登録申請時点において、確定している (申告済みの) 直近過去 3 年分の各年又は各事業年度の課税所得の平均額が 1.5 億円を超える中小企業者

質問 4 : 中小企業等の定義として従業員数にパートやアルバイトは含まれますか。

回答 4 : 従業員数には常時雇用する「パート・アルバイト」を含みます。

質問 5 : 補助対象となる事業者の要件を教えてください。

回答 5 : 補助対象となる事業者の主な要件は以下のとおりです。下記以外にも要件がございますので、詳細については「働き方改革支援補助金 公募要領 (別紙含む)」を必ずご確認ください。

・日本国において法人 (本店) 登記され、日本国内で事業を営む法人であること
(個人事業主は対象とならない)

・学校活動支援サービスを学校等教育機関に対して導入できる中小企業等又は大企業 (※) であること

(※)大企業 (みなし大企業含む) は、中小企業等とコンソーシアムを構成した場合のみ補助対象事業者となる

・過去に自社サービスを学校等教育機関又は教育・学習支援業者 (学習塾等) に対し提供・販売した実績を有する事業者であること 等

質問 6 : 補助対象となる導入先教育機関の要件を教えてください。

回答 6 : 補助対象となる導入先教育機関の要件は以下のとおりです。
・学校教育法第一条に定める学校（ただし、幼稚園及び大学を除く）
・高等専修学校
・教育支援センター（適応指導教室）
・一定の基準を満たすフリースクール（※）

(※) 本事業におけるフリースクールの定義

- ①不登校児童・生徒に対する学習支援・指導・相談を主たる目的とし交付申請時点までに2年以上の活動実績があること。
 - ②児童・生徒の在籍校との間に十分な連絡体制が構築されていること。
 - ③複数世帯の児童・生徒（小、中学生）を受け入れていること。
- ・文部科学大臣の認定を受けた在外教育施設（海外の日本人学校等）

質問 7 : 学校や自治体为本補助金を申請することはできますか。

回答 7 : 本補助金の申請者は学校活動支援サービスを取り扱う事業者になります。
学校等教育機関や学校等設置者が本補助金により学校活動支援サービスを導入したい場合は、導入したい学校活動支援サービスを取り扱う事業者にご相談ください。事業者に本補助金の活用の意志があり、要件にあてはまるようであれば、本補助金へのお申し込みが可能です。
学校活動支援サービス導入のご検討にあたっては、下記の HP などをご参考いただけます。
・「未来の教室」ポータルサイト：
<https://www.learning-innovation.go.jp/>

質問 8 : 学校全体への導入のみが対象ですか。学年単位での導入でも申請できますか。

回答 8 : 学校全体への導入のみならず、学年単位やクラス単位での導入も可能です。事務局が求める導入効果の測定等に応じられる規模（少なくとも1学校あたり必ず1クラス相当分以上の児童・生徒に対して学校活動支援サービスを導入する等）の学校活動支援サービス導入実証を行う事業であり、導入する学校活動支援サービスの数量（アカウント数等）は利用者数を超えない範囲（予備を含めない）とする必要があります。

質問 9 : 補助対象となる学校活動支援サービスの分類や要件等を教えてください。

回答 9 : 学校等教育機関において、主に教職員もしくは児童生徒が対象となるサービスで、学校活動において、教職員の業務を効率化・省力化することで探究的な学び等を推進するサービスが対象です。具体的な教職員の業務については、以下に該当するものとなり、各業務の効率化・省力化を支援するサービスが補助対象となります。主たる提供サービスを「メインサービス」と位置づけ、主な対象とする。当該メインサービスに付随するサービスを「オプションサービス」と位置づけ、単独導入での申請は不可とし、当該メインサービスと併せて導入実証を行う場合のみ対象とします。

カテゴリ	業務名	補助対象となるサービスの定義
メインサービス	1、朝の業務	教職員の朝打合せ、朝学習・朝読書、朝の会、朝礼（朝会）、出欠確認等に係る業務の効率化・省力化を支援するサービス
	2、授業	正規の授業時間に行われる教科・領域の授業や実験・実習、試験監督等に係る業務の効率化・省力化を支援するサービス
	3、授業準備	指導案作成、教材研究・教材作成、授業打合せ、体験学習や実験・実習の準備等の業務の効率化・省力化を支援するサービス
	4、成績処理	成績処理にかかわる事務、試験問題作成、採点、評価、提出物確認・コメント記入、通知表記入、調査書作成、指導要録作成等の業務の効率化・省力化を支援するサービス
	5、生徒指導（集団）	正規の授業時間以外に行われる給食・栄養指導、掃除時間、登下校指導・安全指導、児童生徒の休み時間における指導、健康・保健指導（健康診断、身体測定、けが・病気の対応を含む）、生活指導、全校集会等の業務の効率化・省力化を支援するサービス
	6、生徒指導（個別）	個別の面談、進路指導・相談、生活指導、カウンセリング、課題を抱えた児童生徒の支援等の業務の効率化・省力化を支援するサービス
	7、部活動・クラブ活動・児童会・生徒会指導	授業に含まれないクラブ活動・部活動の指導、特別活動（主に児童会・生徒会指導）等の業務の削減・効率化を支援するサービス
	8、学校/学年/学級経営	学級活動（学活・ホームルーム）、連絡帳の記入、学年・学級通信作成、名簿作成、掲示物作成、動物の世話、教室環境整理、備品整理等の業務の削減・効率化を支援するサービス
	9、職員会議等の会議	職員会議、学年会、教科会、成績会議、その他教員同士の打合せ、情報交換、業務関連の相談、会議・打合せの準備等の業務の効率化・省力化を支援するサービス
	10、事務	業務日誌作成、資料・文書（調査統計、校長・教育委員会等への報告書、学校運営に関わる書類、予算・費用処理に関わる書類等）の作成等の業務の効率化・省力化を支援するサービス
	11、研修等	校内研修、校内や校務としての勉強会・研修会、授業見学等の業務の効率化・省力化を支援するサービス
	12、保護者・PTA・地域対応	学級懇談会、保護者会、保護者との面談や電話連絡、保護者対応、家庭訪問、PTA関連活動、ボランティア対応、コミュニティ・スクール対応等の業務の効率化・省力化を支援するサービス
	13、行政・関係団体対応	教育委員会関係者、保護者・地域住民以外の学校関係者、来校者（業者、校医等）の対応等の業務の効率化・省力化を支援するサービス
オプションサービス	上記業務の削減・効率化を支援するメインサービスに付随する役務提供で、学校活動支援サービスサポート費には該当しないサービス ※契約要件：メインサービスと併せて導入実証事業を行う場合のみ対象	

※令和4年度「文部科学省 教員勤務実態調査」をもとに事務局作成

質問 10 : 1事業者において学校活動支援サービスを複数登録申請することは可能ですか。

回答 10 : 本事業における学校活動支援サービスの補助対象要件を満たしており、補助対象となる学校活動支援サービスの機能分類のいずれに属するかを説明できるものであれば複数登録申請が可能です。

質問 1 1 : 導入する学校活動支援サービスがソフトウェアの場合、オンプレミス製品はなぜ補助対象外なのですか。

回答 1 1 : 今後の学校教育現場におけるクラウド活用が推奨されているため(クラウド・バイ・デフォルトの原則)、また、家庭学習ともシームレスな形で活用できることが望ましいこと、サービス・フォロー等の利便性を鑑みて、導入する学校活動支援サービスがソフトウェアの場合は、クラウド製品のみを対象としております。

質問 1 2 : 補助対象となる学校活動支援サービスと併せて導入されるハードウェアも補助対象となりますか。

回答 1 2 : 補助対象となる学校活動支援サービスと併せて導入されるハードウェアであっても補助対象となりません。

質問 1 3 : どのような申請類型がありますか。

回答 1 3 : 本事業における申請類型は下記の通り区分されます。

【A.中小企業単独型】

中小企業等の事業者が、単独で学校等教育機関に対して学校活動支援サービスを導入する申請方式

【B.中小企業コンソーシアム型】 【C.大企業(みなし大企業含む)コンソーシアム型】

2社もしくは3社の事業者で構成されたコンソーシアムが、学校等教育機関に対して学校活動支援サービスを導入する申請方式

※コンソーシアムを構成する事業者は最大3社までとする。

※コンソーシアムを構成する事業者数ごとに、補助上限額が異なる。

※大企業の単独申請は不可、必ず中小企業等の事業者とコンソーシアムを構成したうえで申請すること。

※幹事社と構成員のいずれも、企業ごとに申請対象となる事業者の要件を満たすことを前提とする。

※構成する全ての学校活動支援事業者は、導入先となる全ての学校等教育機関に対して、自社で取り扱う学校活動支援サービスを導入する必要がある。(学校活動支援サービスの導入は行わず、導入サポート、保守等の提供のみを実施する事業者はコンソーシアムを構成(もしくは所属)し申請を行うことはできない。また、導入するサービスはそれぞれ異なる必要があり、共同開発した一つのサービスのみを導入することはできない。)

※導入先の学校等教育機関において、構成する全ての事業者のサービス導入・利用が確認できない場合、当該

質問 1 4 : C.大企業を含むコンソーシアム型の申請を行う場合、同一のコンソーシアム内に大企業が2社以上参画してもよいですか。

回答 1 4 : 同一のコンソーシアム内に大企業は1社までとなります。

質問 1 5 : C.大企業を含むコンソーシアム型の申請を行う場合、大企業ではなく中小企業等が幹事社となることは可能ですか。

回答 1 5 : C.大企業を含むコンソーシアム型の申請を行う場合には、必ず大企業が幹事社となる必要があります。

質問 1 6 : 事業者登録申請について1つの事業者が単独での申請とコンソーシアムでの申請を同時に行ったり、複数のコンソーシアムに所属して申請を行ったりできますか。

回答 1 6 : 可能ですが、同一の事業者が、異なる申請者(構成企業が異なるコンソーシアムに所属するなど)として事業者登録申請を行える回数は3回を上限とします。またこのとき、同一の申請者が公募期間内に行える申請は1回限りとし、次のような重複申請は認められません。例えば、中小企業等である事業者が単独申請を2回以上行うこと、同じ事業者で構成するコンソーシアムが複数回申請することが重複申請にあたります。(単独申請は1申請まで、コンソーシアムでの申請も1コンソーシアムあたり1申請まで)

質問 1 7 : 1回の補助金交付申請で、導入先となる学校等設置者や学校等教育機関の数に上限はありますか。

回答 1 7 : 1回の申請(「A.中小企業単独型」、「B.中小企業コンソーシアム型」、「C.大企業を含むコンソーシアム型」のいずれの場合も)における学校等教育機関の数に制限はございません。ただし、公募要領「1-8.補助率及び補助上限額・下限額」で示すとおり、それぞれの申請類型に応じて、「1申請あたりの補助下限額」を定めているため留意のうえ、ご申請ください。

質問 1 8 : 2022年度にEdTech導入補助金を活用した同じ学校を、今回も導入先として申請できますか。

回答 1 8 : 2022年度のEdTech導入補助金において、補助金の確定を受けたEdTech事業者は、当該補助金を活用してEdTechツールを導入した学校等教育機関を本事業の導入先として申請できません。

質問 1 9 : 過去の関連事業(探究的な学び支援補助金2023、EdTech導入補助金2022)における同一の事業者・学校等教育機関の組み合わせでの交付申請は不可となっているが、不採択となった学校等教育機関は申請可能ですか。

回答 1 9 : 過年度(2023、2022)において補助金を活用した学校等教育機関と同一の事業者の組み合わせが補助対象外となるため、不採択となった学校等教育機関は申請可能です。

質問 2 0 : コンソーシアム申請の場合、補助金はどの事業者に交付されますか。

回答 2 0 : コンソーシアム申請の場合、補助金は事業者コンソーシアム内の幹事社に一括で交付される予定です。

質問 2 1 : 1人1台PC未整備の学校でも導入可能ですか。また、PC教室等でのアカウント切り替えによる利用は可能ですか。

回答 2 1 : 導入可能です。

質問 2 2 : 事業者が、他社から仕入れたソフトウェアを提供する場合は補助対象となりますか。

回答 2 2 : 補助対象となります。

質問 2 3 : どのような経費が補助対象ですか。

回答 2 3 : 補助対象となる経費・期間は以下となります。

①学校活動支援サービス利用費

内容：本事業を実施するために必要な学校活動支援サービスの利用料金の原価

対象となる期間：交付決定日～2025年3月31日（最大）

※オプションサービス費については、交付決定日～2024年12月27日

②学校活動支援サービスサポート費

内容：交付決定日以降に発生する学校活動支援サービスを導入・利用するために必要となる主に教職員もしくは児童生徒に対して実施される以下内容。

1. 初期設定・セットアップ費用の原価

2. 学校活動支援サービスの操作・利用方法等についての説明会・導入研修、また、それらの準備費用等のパッケージ料金の原価

3. 保守・メンテナンス料、問い合わせ対応等のパッケージ料金の原価

対象となる期間：交付決定日～2024年12月27日

※出前授業の実施等、サービスの根幹にかかわるサービスを提供する役務はサポート費に含まれない。

※原価算出方法：原価＝定価－利益 とする。

(対象となる探究学習等サービスの定価から、当サービスを販売・提供した際の利益を引いた金額を原価とすること。)

※利益の算出方法は、申請者ごとの定義に一任する。

※利益等を排除した「原価」や「支払い原価」については、「補助事業事務処理マニュアル」の考え方に準じて説明できること。

なお、本実証事業を実施するために係る経費であっても、以下の費用は補助対象外となります。

■補助対象外となる経費

・補助事業実施期間中に探究的な学び支援事業者が利用するパソコンやタブレット等のハードウェアやその他の事務機器等の購入やレンタル、リースに係る費用

・補助事業期間中に学校等教育機関が利用するすべてのハードウェアの購入やレンタル、リースに係る費用

・導入先に仕様を合わせるためのカスタマイズの範疇を超えた開発費、もしくはそれに相当する経費

・水道光熱費および通信料、送料・運搬費

・広告宣伝費

・補助金申請、報告に係る人件費および申請代行費

・公租公課（消費税等）

・その他、本事業の目的・趣旨から適切でないと経済産業省および補助金事務局が判断するもの

質問 2 4 : サーバー費は補助対象ですか。

回答 2 4 : 通常の取引において、サーバー費用がサービス利用費にすでに含まれている場合はサービス利用費としてご申請ください。また、サーバー費用をサービス利用費とは別に請求している場合も事業者登録申請時はサービス利用費に含めてご申請ください。

質問 2 5 : 旅費は学校活動支援サービスサポート費として補助対象ですか。

回答 2 5 : 学校活動支援サービスサポート費の対象は、交付決定日以降に発生する学校活動支援サービスを導入・利用するために必要となる児童・生徒、教職員等に対して実施される、

1. 初期設定・セットアップ費用の原価

2. 学校活動支援サービスの操作・利用方法等についての説明会・導入研修、また、それらの準備費用等のパッケージ料金の原価

3. 保守・メンテナンス料、問い合わせ対応等のパッケージ料金の原価

となりますので、旅費は補助対象外です。

質問 2 6 : 通常の取引において、サポート費をサービス費に含めて価格設定している場合、サポート費を切り分けて申請する必要がありますか。

回答 2 6 : 切り分けて申請する必要はありません。なお、その場合はサービスの詳細に具体的なサポート内容についてご記入ください。

質問 2 7 : 月の途中でサービスの利用を開始した場合、利用費を日割り計上する必要がありますか。

回答 2 7 : 月の途中で利用開始した場合でも、利用費の日割り計上は不要です。

質問 2 8 : 補助率と補助金額の上限額・下限額を教えてください。

回答 2 8 : 補助率は申請類型ごとに一律とし、下記の補助上限額・補助下限額の範囲内で申請する必要があります。

申請類型	定義	補助率	学校活動支援事業者又は学校活動支援事業者コンソーシアムあたりの補助上限額	1申請あたりの補助下限額
A. 中小企業単独型	中小企業等単独 + 学校等設置者及び学校等教育機関	1/2以下	導入実証事業に参加する児童生徒数(※1)×4,000円、導入先となる学校数×160万円、もしくは8,000万円のいずれか低い額	60万円以上
	<コンソーシアム構成企業2社> 中小企業等コンソーシアム + 学校等設置者および学校等教育機関		(イ) 導入実証事業に参加する児童生徒数(※1)×4,000円× 1.5 、導入先となる学校数×160万円× 1.5 、もしくは8,000万円のいずれか低い額	
B. 中小企業コンソーシアム型	<コンソーシアム構成企業3社> 中小企業等コンソーシアム + 学校等設置者および学校等教育機関	1/3以下 (※2)	(ロ) 導入実証事業に参加する児童生徒数(※1)×4,000円× 2 、導入先となる学校数×160万円× 2 、もしくは8,000万円のいずれか低い額	150万円以上
	<コンソーシアム構成企業2社> 大企業(みなし大企業含む)及び 中小企業等コンソーシアム + 学校等設置者および学校等教育機関		上記(イ)と同じ	
C. 大企業(みなし大企業含む)コンソーシアム型	<コンソーシアム構成企業2社> 大企業(みなし大企業含む)及び 中小企業等コンソーシアム + 学校等設置者および学校等教育機関	1/3以下 (※2)	上記(イ)と同じ	
	<コンソーシアム構成企業3社> 大企業(みなし大企業含む)及び 中小企業等コンソーシアム + 学校等設置者および学校等教育機関		上記(ロ)と同じ	

(※1) 「導入実証に参加する児童生徒数」とは、「学校活動支援サービスを利用することになる、児童生徒数」を指す。

(※2) コンソーシアムを構成する中小企業等に係る補助率も1/3以下となる。

- ・審査結果により交付決定額や補助金交付額は変わる可能性がある。
- ・補助金額の1円未満は切り捨てとする。
- ・補助金交付申請額に偏りが生じる等の場合には、交付決定額を調整する可能性がある。

質問 2 9 : 補助率が 1/2 (又は 1/3) 以下で交付決定される可能性はありますか。

回答 2 9 : 事業者登録申請や補助金交付申請の内容によって補助率は変動する場合がございます。

質問 3 0 : 導入実証参加者数とは何ですか。

回答 3 0 : 導入実証参加者数は学校活動支援サービスを利用することになる児童生徒数のことです。

質問 3 1 : 事業者登録申請において、システム上で入力完了となっていますが、申請は完了していますか。

回答 3 1 : サービス情報の登録、書類添付等がすべて完了しましたら、申請内容を最終確認した上で、締め切り日前日までに下記①～④を実施し、事業者登録申請の受付が完了していることを必ずご確認ください。「事業者登録受付完了」まで完了していない申請については、その後の審査プロセスに進むことができませんので、ご注意ください。なお、申請の受付が完了しているか確認したい場合は必ず事務局にお問い合わせください。

①TOP ページより「事業者登録完了」ボタンを押下

『申請ステータス：事業者登録 入力完了』

②遷移後の TOP ページより「事業者情報登録申請の提出へ進む」ボタンを押下

③宣誓事項を確認の上でチェックボックスにチェック (☑) を入れて、「確定」ボタンを押下

④遷移後の TOP ページにて下記ステータスが表示されていることを確認

『申請ステータス：事業者登録 受付完了』

ご不明な点がございましたら、必ず事務局までお問い合わせください。

質問 3 2 : 実績報告提出時に必要となる証書類を教えてください。

回答 3 2 : 実績報告提出時に必要となる学校活動支援サービス利用費・学校活動支援サービスサポート費についての証書類は以下となります。

(1) 『学校活動支援サービス申込書 (事務局指定様式)』

①導入先からいつ (申込日)、誰が (学校名、担当者名等)、何を (サービス名称、サポート内容)、いくつ (アカウント数、期間) 希望されているかを確認できるようにすること。

②アカウント数量に予備を含めることはできないため精緻な学校活動支援サービスの導入数量を検証の上、申し込みを受けること。

③金額の記載は不要

※契約、申込み以降に数量に変更が発生する場合には、必ず変更契約・変更申込みを行うこと。

(2) 『探究学習等サービス納品書 (兼) 検収書 (事務局指定様式)』

・サービスの納品 (導入、利用開始) の日付、数量を、また導入先がサービス等を受領 (検収) したことが確認できるようにすること。

(3) サポートの実施

・『サポート実施報告書 (事務局指定様式)』及び『サポート実施検収書 (事務局指定様式)』を用い、いつ、誰が、どこで、どのようなサポートを実施したかを確認できるようにすること。

・このとき、(1) 申込書に記載のサポート内容と実施されたサポート内容に差異がある場合、実施されていないサポートについては補助金が支払われない。

質問 3 3 : 新規設立のため直近 3 年度分の法人税の納税証明書その 2 を提出できないが代替書類はありますか。

回答 3 3 : 法人設立後 3 年度分の決算を迎えておらず、直近 3 年分の各年又は各事業年度の納税証明書が提出できない場合は、提出できる納税証明書（最低 1 年又は 1 年度分）をもって事業者登録申請が可能です。納税証明書が提出できない場合は、事業者登録申請を行えません。

質問 3 4 : 国の他の助成金・補助金との併用が可能ですか。

回答 3 4 : 本補助事業と同一の内容で国（独立行政法人を含む）、地方自治体、民間（法人・団体・個人）の他の補助金、助成金等の交付を重複して受けることはできません。
ただし、補助対象となる事業内容（サービス・ソフトウェア、経費等）が重複しない場合は申請が可能です。

質問 3 5 : HP の推奨環境を教えてください。

回答 3 5 : 働き方改革支援補助金 HP の推奨環境は以下のとおりです。

参照 「ご利用にあたって」

<https://school-manabi.go.jp/terms-and-conditions/>

<OS : Windows>

・ Microsoft® Edge® 最新版

・ Google Chrome™ 最新版

<OS : macOS>

・ Apple® Safari® 最新版

<OS : Android>

・ Google Chrome™ 最新版

<OS : iOS>

・ Apple® Safari® 最新版

※すべてのブラウザに対して、JavaScript、Cookie、TLS を有効にする必要があります。

※各種ファイルをダウンロードいただく際には、PDF を使用したファイルをご用意しております。ご利用のためには、Adobe Reader が必要になります。

質問 3 6 : この（特定の）サービスは補助対象となりますか。

回答 3 6 : 特定のサービスについて補助対象かどうかについては回答しかねます。
公募要領をご確認いただき、対象であると判断される場合は申請ください。
申請内容を事務局で審査いたします。

質問 3 7 : 2度目の交付申請はいつから可能になりますか。

回答 3 7 : 1度目の交付申請に係る交付決定等の後に、2度目の交付申請が可能となります。

質問 3 8 : サービスの説明資料およびホームページ等にて、本事業のロゴの使用は可能ですか。

回答 3 8 : 目的を問わず、基本的に本事業のロゴを使用いただくことはできません。